

令和7年5月22日(木)
仁比 聡平 議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 本法律案による仮名処理の基準は、現在裁判所ウェブサイト
で裁判情報を公表する際に行われている仮名処理の基準と
同じか、法務当局に問う。

- 裁判所ウェブサイトで公表される裁判情報においては、例えば、個人の氏名や個人の住所等の地名の一部について仮名処理がなされているものと承知している。
- 一方、本法律案における指定法人が行う仮名処理については、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとし、また、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定めるものとしている。
- このように、本法律案における仮名処理の具体的な基準は、今後定めていくことを予定しており、裁判所ウェブサイトにおける取扱いと重なる部分もあると想定されるものの、現時点において、その詳細を確定的にお答えすることは困難である。
- 今後、法務省令や指定法人の業務規程を定めるに当たっては、裁判所ウェブサイトにおける仮名処理の基準を含め、現在の実務の運用状況も踏まえ、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 最高裁において定めた仮名処理基準等

平成31年2月27日付け広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について(事務連絡)」

(参考2) 裁判所ウェブサイトにおける仮名処理基準等の概要

- 裁判所ウェブサイトにおいては、掲載する民事裁判情報に含まれる個人名、個人の住所等の地名のうち市、郡、東京都の特別区より小さな行政区画、地番等について、仮名処理を実施している。
- ただし、実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討することとしている。
- これに対し、法人その他の団体名は、当事者である場合も含め、原則として実名とし、例外的に
 - ・ 法人名を公開することで個人を推知又は特定できる場合
 - ・ 裁判体が事件内容を総合的に考慮して仮名処理が必要と判断した場合には、法人その他の団体名についても仮名処理の対象としている。

(参考3) 令和7年4月25日衆議院法務委員会における金村龍那議員に対する司法法制部長の答弁（未定稿）

- 金村委員 …略…私自身は民事裁判の当事者にもなったことはありませんし、弁護士でもないのので、こういった裁判に立ち会ったこともないんですけれども、一つ教えていただきたいのが、仮名処理のルールを定める観点や対象というのは、もう既に範囲が決められているものなんですか。
- 松井政府参考人 お答え申し上げます。

仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要もございます。

本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしており、対象となる情報としては、訴訟関係者の氏名の全部、生年月日の一部、個人の住所のうち市郡より小さい行政区画、マイナンバー等の個人識別符号の全部などを想定しているところでございます。

法務省といたしましては、先ほど申し上げたような観点を踏まえ、法

務省令において適切な基準を定めてまいりたいと考えております

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)